

付 録

議員提出議案第4号

「税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現を求める意見書」
の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成15年6月16日 提出

提出者

境港市議会議員 竹内祐治
米村一三
長谷正信
南條可代子
水沢健一
岩間悦子
渡辺明彦
定岡敏行

税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現を求める意見書

現下の地方財政は、バブル経済崩壊後の税の大幅な減収に加え、国が経済対策の一環として実施してきた国税・地方税を併せた政策減税、景気対策による公共事業の追加等の経済財政運営により、財源不足が拡大し、危機的な状況にある。

地方においては、徹底した行財政改革を積極的に取り組んでいるが、地域の特性を活かした施策、少子・高齢化への対応、地域経済の活性化等の新たな行政課題に直面しており、真の分権型社会を実現するためには、自己決定・自己責任に基づく地方税財政基盤の確立が喫緊の課題となっている。

政府においては、閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（骨太方針第2弾）に基づき、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲等を含む税源配分のあり方を三位一体で改革し、その改革案が取りまとめられようとしている。

この三位一体の改革に当たっては、地方分権の基本理念を踏まえ、地方分権改革の残された最大の課題である、国と地方の役割分担を踏まえた税源移譲等による地方税財源の充実強化が必要不可欠である。

よって、下記のとおり税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現を強く要望する。

記

- 1 基幹税の再配分を基本とする税源移譲等の地方税財源の充実強化を図ること。
- 2 地方交付税を通じた財源保障機能と財源調整機能は不可欠であり、これを堅持すること。
- 3 国庫補助負担金の廃止・縮減は、単なる地方への財政負担の転嫁とせず、税源移譲等との一体的実施をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第5号

「WTO農業交渉に関する意見書」の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成15年6月16日 提出

提出者

境港市議会議員

竹 内 祐 治
米 村 一 三
長 谷 正 信
南 條 可代子
水 沢 健 一
岩 間 悦 子
渡 辺 明 彦
定 岡 敏 行

W T O 農 業 交 渉 に 関 す る 意 見 書

21世紀の農産物貿易ルールを決めるW T O 農 業 交 渉 は、本年3月の閣僚会議においてモダリティ（交渉の大枠）確立に向けて交渉が開催されたが、「関税の引き下げ方式をどのようにするか」を巡って、輸出国と輸入国の溝が埋まらず確立されなかった。しかし、我が国の農業は、輸入農産物の急増と市場価格の低迷によって深刻な影響を受けており、このW T O 農 業 交 渉 の 結 果 に よ っ て は、壊滅的な打撃を受けることも危惧されている。

アメリカや農産物輸出国は、急速な自由化を求め、大幅な関税率の引き下げや国内助成政策の削減を要求しているが、こうした要求通りとなれば、すべての品目について関税の大幅削減、ミニマムアクセスの拡大等、一部の輸出国の主張に偏重した内容となっており、到底受け入れがたいものである。

よって、政府におかれては、4月3日の衆議院農林水産委員会での決議を踏まえ、農業の多面的機能や食料安全保障の観点から現実的かつ包括的なモダリティを確立するため、下記の事項について毅然とした態度で交渉に望まれるよう強く要望する。

記

- 1 多様な農業の共存を基本的な目標とする「日本提案」の実現を図ること。
- 2 一般セーフガードについては、農産物の特性に応じ、輸入急増等の事態に機動的、効果的に発動できる制度の実現を図ること。特別セーフガードについては、制度の維持を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。